

○副議長（本木忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。三十五番高橋啓君。

〔三十五番 高橋 啓君登壇〕

○三十五番（高橋 啓君） 自由民主党・県民会議の高橋啓でございます。午後一番ですので、本木副議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、質問に先立ちまして、本年、元日に発生しました令和六年能登半島地震では、多くの貴い命が失われ、住家や公共施設、道路などの公共インフラに甚大な被害が発生しました。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、被災された方々に改めましてお見舞い申し上げます。

昨年十月の選挙で、当選の榮譽を頂き、本県議会に臨むに当たり、改めて身の引き締まる思いがしております。地元の皆さんに訴えてきたことや、地元の声を具体的に実現していくこと、そして、それが地域の振興につながり、ふるさと宮城の更なる発展につながっていければとの思いから、質問を行わせていただきます。

そこで、東日本大震災を乗り越え、コロナを克服してきた宮城が、更に可能性に満ち、世界に広がる宮城となっていくためどうあるべきか、具体的に伺ってまいります。ぜひ、知事をはじめ各部長・委員長・本部長からも、夢のある正しい回答をお願いするものであります。

最初に、大綱一点、能登半島地震への支援の方針と、県内インフラ施設の耐震化について伺います。

御案内のとおり、このたびの地震はマグニチュード七・三クラスの地震が連続して、十三秒間に別の近場で発生拡大し、マグニチュード七・六クラスの地震となったものです。半島という地形もあり、地盤の液状化が発生し、道路、上下水道、家屋等の生活インフラが壊滅状況で、発災から二か月がたとうとしていますが、まだまだ生活排水・用水等の復旧のめどがない状況です。もちろん、全国の支援隊が派遣されており、宮城県からも応援支援隊が派遣されております。このような中で、東日本大震災を経験した宮城県としての能登半島地震への支援方針や意気込みなどについて伺います。また、今後、予定されている支援などについて伺います。

次に、能登半島地震では、インフラの損傷が大きく、道路、ライフライン、電柱な

どの破損が被災者の生存、生活を厳しくいたしました。このように、ライフラインの施設の耐震化が大変重要なポイントになりました。そこで、県内の状況はどうなっているのか。全国と比較してどのようなになっているのかお聞きします。最初に、県内のライフライン上水道施設における基幹管路及び浄水施設の耐震化の状況について伺います。また、県内の下水道施設の管路及び処理場の耐震化の状況についても伺います。

昨年十月、知事の先見とトップセールスで実現した、台湾の大手半導体受託製造企業が国内法人を設立し県内進出を決定したことは、本県製造業の裾野を広げ、更なる飛躍の期待と我が国のサプライチェーンの強靱化にも寄与するもので、宮城から世界に向けた新たな躍動を感じるものがあります。進出決定の一つの要因として、宮城のきれいな水の供給インフラがあるということです。半導体工場は、水を大量に使います。水の安定供給が不可欠です。そこで、半導体工場への工業用水の供給体制と供給規模等について伺います。また、供給元の広域水道と工業用水施設は、供用開始から四十四年を経過していますが、広域水道と工業用水施設の管路及び施設の更新と耐震化の現状について伺います。

次に、大綱二点、ポスト復興事業の展開と県道認定の基準等について伺います。

東日本大震災からの復旧復興を全県民一丸となり、成し遂げた宮城県。その成果は、現在の復興発展につながっております。全県から人、物、資金を集中し、復興支援を完了しました。復興を成し遂げた現在、今後の県土の均衡ある発展と総合発展の観点から、以下について伺います。県土の総合発展のための取組と今後の事業展開について伺います。また、今議会にも県道廃止議案が提出されておりますが、県道認定廃止基準と見直し時期、手続等について伺います。また、アプリを活用したインフラ異常箇所通報システムの活用について、実証実験中とお聞きしましたが、災害の通報や道路河川等の危険状況の通報など、いち早く対処できるので、大変有効で期待しているところがございます。これまでの活用の状況と今後の利用拡大計画及びアプリの普及等について伺います。次に、大綱三点、宮城の農業の現状と持続可能なもうける農業について伺います。質問事項は所属委員会ですが、この場をお借りし、質問させていただくことをお許しいただきます。

の仙台・石巻編を読んでいたところ、次のような文章に出会いました。皆さんももう既に御案内と思いますが、少し紹介させていただきます。「仙台藩は、表高こそ六十二万石だが、実際の穫れ高は百万石をゆうに超えた。この大藩の経済活動は単純すぎ、徹底的に米に立脚し続けたのである。むりもないことで、仙台平野という肥沃な穀倉地帯のおかげで、腹は十分養えるのである。さらに江戸に近いという有利さがあり、仙台藩は余剰米を江戸送りして売った。江戸送りの米は、江戸中期には三十万石前後にもなった。巨大な米穀商ともいべき藩だった。（中略）「殖産興業」という多様な商品生産の事業が、江戸後期、西国大名のあいだで流行のように活発になるのだが、そういう時代でも仙台藩は泰然として米一本槍であった。仙台藩はそれほど沃土だった。しかし、江戸中期から日本の経済社会が変化し、諸藩は産業を志向した。中期以降の仙台藩はそれを怠った。」と書いています。つまり、仙台藩は肥沃な穀倉地帯があり、米を作っていたば人を養うことができた。しかし、それゆえに、他の産業が生まれなかった。これは、一九八五年に書かれたものですが、久しく米依存からの脱却が言われている現在、新たな産業の振興が求められています。当然、米は本県の主産品であり、これからもおいしい宮城県産米を作っていくと同時に、野菜や花卉にもシフトしていく必要があるということです。県内では既に園芸作物や農水産物の海外への販路拡大にも力を入れています。各県がそれぞれ海外に販路を持って進めている状況にあります。宮城県は、パブリカやセリなどは既に日本一の出荷量を誇っておりますが、我が県の農業を取り巻く現状を見ますと、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞や自然災害の激甚化、特定家畜伝染病の頻発化、更には、国際情勢の変化等による資材価格の高騰も加わり、農業をめぐる環境は一層厳しさを増しています。一方で、東日本大震災からの創造的な復興の取組により、大規模土地利用型農業や先進的施設園芸に取り組む法人が増加し、農業生産の効率化・高度化が現実に進んでいるほか、契約栽培による園芸作物のバリューチェーンの進展など、新たな動きも見られています。そうした中、県においても、昨年三月に宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画を策定しました。これは、農林漁業者の環境負荷低減事業活動などを推進することにより、本県の農林水産業が我が国における食料供給基地としての役割を果たしていけるよう策定されました。また、国のみどりの食料システム戦略を踏まえた、宮城県みどりの食料システム戦略推進ビジ

ョンでは、これまでの取組と今後の方向性として、調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体において、一、労力軽減と生産性の向上、二、地域資源の最大活用、三、脱炭素、温暖化防止、四、化学農薬や化学肥料の使用量の低減、五、生物多様性の保全・再生の観点から、技術開発と社会実装の二段階の目標を掲げております。そして、これらのことを実現し、雇用の拡大と地域所得の向上、そして豊かな食生活の実現を目標に、地域農業の振興を進めていくものとしております。しかし今、改めて農業が置かれている状況を見ますと大変厳しく、地元の声を拾ってみると、前述のように、原材料高、肥料・飼料・燃料高等により、厳しくもうからない農業には魅力がないとの声が返ってきます。そして、高齢化もあり農業を離れて、農地を委託する方が多くなっています。また、委託先の組織も既に高齢化が進んでおり、受け手もままならない状況です。更に、魅力のない農業には働き手も集まらない状況で、特に畜産・酪農家は経営が大変厳しく、十頭以上飼育する専業肥育農家については、地域においても激減。以前四十戸ほどあった農家が、現在は加美では二戸、色麻では一戸のみとなりました。繁殖農家も徐々に減少しており、酪農家は赤字経営で、この辺が農畜産業の限界かなと思うところがあります。魅力ある農業、そしてもうかる農業を実践していかないと、後継は続かないし、その切り札がこれからの農業の主力となろうスマート農業であるのか。そして、国内消費では限界があり、農産物の輸出拡大に農業の未来を託すのか。そこで伺います。疲弊している農畜産業への今後の取り組み方と、県内農産物の市場拡大策について所見を伺います。また、スマート農業の推進拡大と今後の展開についても伺います。そして、県が今、力を入れて進めている輸出重点五品目を含め、販路拡大策として輸出拡大を推進すべきと考えるが、所見を伺います。最後に、昨年三月の策定の宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画は、二〇三〇年を目標年度としており、始まったばかりですが、これからの実現のための具体的な事業や地域への展開について計画を伺います。次に、大綱四点、放射性物質汚染廃棄物の処理方針について伺います。

福島第一原発事故から十三年が経過。放射性物質汚染廃棄物の処理問題は、現在、八千ベクレル以下の農林系放射性物質汚染廃棄物三万六千四十五トンを各自治体で安全な処理を優先して行われております。決して棚上げされているということではなく、各自治体で県の協力を得て、実証実験を経て、焼却処理やすき込み処理、そして堆肥化処

理など、安全性を最優先に地域の協力を得ながら進められています。また、四百ベクレル以下はすき込み処理を優先し、四百を超え八千ベクレル以下は一般ごみとの混焼により安全に処理を進められています。そこでお聞きいたします。現在の処理の進捗状況について伺います。また、八千ベクレルを超える未指定の廃棄物五百七十八トンのうち、一部は県外の事業者の協力を頂き、安全に処理を進められていることも報告頂きました。未指定分の処理として、県外事業者への委託処理を今後を進めるのか伺います。

現在、事故から十三年が経過し、濃度もどうなっているのか。以前、平成二十八年に測定、平成二十九年六月公表時点から、濃度はどのように変化しているか。その後、環境省から示された指定廃の量変化が震災から十五年後、六%まで低減することが示されました。また、四百ベクレル以下の放射性物質汚染廃棄物の土中処理の安全性と放射性物質の半減期の低減速度が速いことが考えられています。そこで、今後の方針も含め、改めて放射性濃度を再測定し、減衰状況を見て処理方針を定めてはどうか伺います。同様に、国の処理分として現在、県内の指定廃棄物は二千八百二十八トンあるわけですが、それについても今後検討されると思います。放射能の低減を待つて安全に処理することも視野に、集約して長期保管後、安全に処理することを国に提案していくことはどうか伺います。

次に、大綱五点、投票率の向上と公職選挙法の考え方について伺います。

最近の県内の選挙の投票状況を見ると、ほとんどの選挙で投票率が軒並み下がってきております。社会現象なのか、投票年齢を下げたからなのか。市町村長選挙や市町村議会選挙でも同じ傾向が見られています。以前八〇から七〇%の選挙が、今は五〇から三〇%台に推移しております。昨年実施された県議会議員選挙では平均で三六%、二十年前は平均五四%でした。約十八ポイント下がっております。ただし、衆議院選挙では二十年前は五九%で、直近の令和三年十月の選挙では五六%でしたので、あまり低下は見られていません。関心度の差なのか。先般、同じ時期に行われた福島県議会議員選挙では四一%、山形県議会議員選挙では五四%と投票率は我が県より高い状況です。年齢層によっても大分差があるようですが、そこでお聞きいたします。県内選挙における最近の投票率の推移と今回の県議選において独自に調査した年齢階層別投票率の変化等について、その傾向等をお伺いします。また、県選挙管理委員会では、この対策として実

施されてきたこと並びに今後どのように対策を考えているのか伺います。

次に、これはある事例として伺います。ある選挙の告示の三か月前、ある立候補予定者の運動員が、その立候補予定者への支持と票の取りまとめのため、ある事務所を訪問し、その立候補予定者のパンフレットと名刺を数十枚並びに果物セットを添えて、置いて行きました。その後、地元警察に情報が入ったことが分かり、その本人が慌てて置いてきたものを回収するため再度訪問し、果物だけ持って帰った事件が発生しました。この一連の行為は、公職選挙法に抵触するのかわか。あくまで一般論としてお答えいただいで構いません。選挙管理委員長並びに県警本部長の見解を伺います。

最後に、大綱六点、人口減少対策について伺います。

知事は、人口減少対策について、令和六年度の重点項目に掲げました。人口減少対策は、国や地方自治体が重要課題として取り組んでおります。ほかの自治体とここが違う、宮城県はここが優れている、ぜひ宮城県に住んでほしいという特徴をここでお示しいただき、そして、魅力ある宮城、住みたくなる宮城を子育て世代に発信できること、そしてすばらしい人材を輩出できる教育県宮城をぜひつくり上げて、日本一住みたい県を目指して、これからも県土づくりを進めていただきたいと思います。最後に知事の見をお伺いいたしまして、壇上からの質問といたします。御清聴ありがとうございます。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 高橋啓議員の一般質問にお答えいたします。大綱六点、ございまして。

まず、大綱一点目、能登半島地震への支援の方針と県内インフラ施設の耐震化についての御質問のうち、能登半島地震への支援の方針と予定についてのお尋ねにお答えいたします。

先月一日に能登半島を震源とする最大震度七の地震が発生したことを受け、我が県では広域応援本部を設置し、被災地の情報収集と応援体制を整えました。その後、対口支援方式による支援先の石川県能登町への応急対策職員の派遣、更には、被災地のニーズに応じて、公衆衛生や災害廃棄物、応急仮設住宅、農地・農業用施設、漁港施設等、

各分野の支援に当たる職員の派遣を行っております。今後は、生活インフラ等の応急復旧に加え、本格的な復旧・復興の段階に入ることから、息の長い支援を行っていく必要があると考えております。そのため、県としては、要請があつた場合に、速やかに対応できる体制を構築するとともに、東日本大震災から得た経験や知識を継続的に提供し、被災地への支援に県庁一丸となって取り組んでまいります。

次に、大綱二点目、ポスト復興事業の展開と県道認定の基準等についての御質問にお答えいたします。

初めに、復興後の県土の総合発展についてのお尋ねにお答えいたします。

東日本大震災からの復興に当たっては、創造的な復興を掲げ、災害に強いまちづくり宮城モデルの構築や、防災道路ネットワークの構築など、沿岸被災地を中心に災害に強く安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりました。間もなく震災から十三年を迎えますが、近年、自然災害は頻発化・激甚化しており、平成二十七年九月、関東・東北豪雨や令和元年東日本台風などにより、県内各地が甚大な被害を受けていることから、国の国土強靱化予算等を積極的に活用し、引き続き、強靱で安全・安心な県土づくりを進めていかなければならないと考えております。県としては、市町村など多様な主体と連携・協働しながら、度重なる自然災害やコロナ禍、物価高騰等の影響により、疲弊した地域経済を元気にするとともに、人口減少対策など、将来を見据えた課題に果敢に挑戦してまいります。

次に、インフラ異常箇所通報システムの利用状況等についての御質問にお答えいたします。

インフラ異常箇所通報システムは、マイナンバーカードと連携したデジタル身分証アプリのミニアプリであり、道路や河川等の異常箇所の写真と発生場所をスマートフォンにより手軽に通報できる仕組みで、昨年十一月二日から実証を開始し、今年二月十六日時点の通報件数は百十八件となっております。通報された情報は、担当の土木事務所と管理委託業者に電子メールで通知され、写真や地図で詳細に内容を確認できることから、電話による通報と比べて効率的で迅速な対応が可能となっております。県では、これまで、県政だよりやホームページのほか、新聞やテレビなど、報道を通じて広く周知を図ってきたところであり、引き続き、利用者の利便性向上を図るためのアプリの改良

や、庁内外の関係部署と連携した様々な媒体による広報など、更なる利用拡大に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、大綱三点目、宮城の農業の現状と持続可能なもうける農業についての御質問のうち、農畜産業の今後の振興と市場拡大に向けた取組についてのお尋ねにお答えいたします。

近年の農業を取り巻く情勢は、コロナ禍による需要の減退に加え、国際情勢や円安等による資材等の価格高騰が長期化し、農業経営は大きな影響を受けており、特に畜産部門は深刻な状況にあるものと認識しております。そのため、県ではこれまで、高騰している飼料・肥料・燃料への一部助成等を行うことで、農業者が営農を継続できるように支援してまいりました。このような中、新型コロナウイルス感染症が五類に移行し、外食やインバウンド需要等の増加に伴い、米価も回復基調となるなど、一部に明るい兆しも見られ始めており、食料供給県である我が県としては、今後の需要を見据えた農畜産物の生産をしっかりと行っていく必要があると考えております。このため、県では、収益性の高い園芸作物への転換や、スマート農業の導入による生産性の向上を図っていくほか、販路の拡大に向けては、輸出拡大や県産農畜産物のブランド化推進等の取組、サプライチェーン構築による生産拡大の取組を支援していくこととしております。県としては、引き続き、もうける農業への転換を進めることで、持続可能な魅力ある農業と農村の実現を図ってまいります。

次に、大綱六点目、人口減少対策についての御質問にお答えいたします。

急激に進む人口減少は、我が県の将来に大きな影響を及ぼすことから、強い危機感を抱いており、総合的な対策をより一層強化することとしております。来年度は、特に、半導体製造工場の誘致実現を契機に、更なる企業の誘致・集積等による質の高い雇用の創出を図るとともに、県外学生のUIJターンを促進するため、県内での就職活動の支援をしてまいります。また、外国人材の受入れを促進するため、都道府県で初めて覚書を締結したインドネシアと連携し、取組を強化することとしております。加えて、産後ケアサービスの利用拡大やAIマッチングによる婚活支援の機能強化を図り、結婚・出産・子育てを応援する環境整備を進めてまいります。県としては、こうした人口減少対策を推進するとともに、豊かな自然環境、多彩で豊富な食材、学術研究機関の集積、東



北の経済活動の中心地などの我が県の強みを最大限に生かしながら、市町村をはじめ、多様な主体と連携し、多くの皆さんに日本で一番住んでみたいと言っていただけのような宮城を目指して、全力で取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 公営企業管理者佐藤達也君。

〔公営企業管理者 佐藤達也君登壇〕

○公営企業管理者（佐藤達也君） 大綱一点目、能登半島地震への支援の方針と県内インフラ施設の耐震化についての御質問のうち、半導体工場への工業用水供給の体制や規模等についてのお尋ねにお答えいたします。

大衡村に進出が決定した半導体工場への工業用水は、企業局が所管する仙台北部工業用水道から供給することとなります。仙台北部工業用水道の水源となる漆沢ダムでは、一日当たり六万立方メートルの最大取水量に対し、現在の契約水量は、一日当たり約二万立方メートルであるため、残り約四万立方メートルが供給可能な量となっております。半導体工場の必要水量は、企業誘致活動の過程で一日当たり五千五百立方メートルと示されていることから、供給規模として支障がないものと考えております。県としては、今後、関連企業の進出なども想定されるため、施設の機能や規模などについて、引き続き検討を進めてまいります。

次に、半導体工場へ供給する広域水道と、工業用水道の管路及び施設の更新と耐震化の状況についての御質問にお答えいたします。

企業局では、東北大震災の教訓を踏まえ、災害復旧に時間を要する水管橋や、重要な構造物と管路の接合部に設置されている伸縮可とう管の耐震化を重点的に実施しております。そのうち、水管橋については、昨年度までに三十七か所全ての工事が完了し、伸縮可とう管については、これまでの調査で対策が必要とされた六十二か所のうち、五十二か所の工事が完了しております。また、沈殿池やろ過池などの基幹土木施設については、大崎広域水道で約九六％、仙台北部工業用水道で一〇〇％の耐震化率となっております。管路については、軟弱地盤や過去の漏水履歴などを踏まえ、重要度や緊急性を考慮しながら耐震化を進めており、大崎広域水道では約六六％、仙台北部工業用水道では約七一％の耐震適合率となっております。なお、本格的な更新については、今後、A

I等の新技術を活用した劣化診断等に基づき、更新計画を策定するなど、計画的に実施する予定としております。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 環境生活部長佐々木均君。

〔環境生活部長 佐々木 均君登壇〕

○環境生活部長（佐々木 均君） 大綱一点目、能登半島地震への支援の方針と県内インフラ施設の耐震化についての御質問のうち、県内上水道に係る管路及び浄水施設の耐震化の数値的な状況についてのお尋ねにお答えいたします。

県内の全水道事業体における令和三年度末の基幹管路の耐震適合率は約四八％となっており、全国平均の約四一％を上回っている状況にあります。また、浄水施設の耐震化率は約一六％であり、全国平均の約三九％を下回っているところです。県としては、事業主体である水道事業体に対して、災害時における断水リスクなどに備えるため、国の防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策予算を前倒しで活用するなど、水道施設の耐震化を進めるとともに、国に対しても、政府要望を通じて国庫補助制度の拡充を図るよう引き続き要望してまいります。

次に、大綱四点目、放射性廃棄物の処理方針についての御質問のうち、処理の進捗についてのお尋ねにお答えいたします。

平成二十九年六月時点で県内二十六市町村が農林業系廃棄物を保管しておりましたが、昨年四月一日時点では、十一市町となっており、十五市町村で処理を完了しております。また、保管量は、平成二十九年六月時点の推計量約三万六千四十五トンから、昨年四月時点で、市町の報告によると約五割の処理が終了しております。

次に、未指定廃棄物の県外処理についての御質問にお答えいたします。

未指定廃棄物については、指定廃棄物と同様に、国が積極的な役割を果たすべきものと考えておりますが、保管している多くの市町では、処理のめどが立っていない現状であります。そのような中、今年度、大崎市が保管農家の負担軽減のため、八千ベクレル以下に減衰した未指定廃棄物を県外事業者へ委託し処理を行いました。大崎市からは、この処理について、搬出から最終処分までトラブルなく安全に実施されたと伺っております。県外事業者の活用については、県としても、処理推進の一つの方策として考えて

おり、引き続き、処理事業者を含め、処理に関する情報の提供を行うなど、未指定廃棄物を保管する市町の処理に向けた取組を支援してまいります。

次に、放射能濃度の減衰状況を踏まえた処理方針についての御質問にお答えいたします。

通常の一般廃棄物と同様の方法で処理できる八千ベクレル以下の農林業系廃棄物については、平成二十九年七月に開催した市町村長会議の合意に基づき、焼却やすき込みなどの処理が行われていることから、現行の処理方針を継続してまいります。また、東日本大震災の発生から十三年が経過し、時間の経過による濃度の減衰が想定されることから、県としては、市町の要請があれば、実際に農林業系廃棄物の処理が行われる際の再測定や、濃度に応じた処理方法の提案などの技術的支援を行っているところです。引き続き、一日も早く保管農家や市町の負担軽減が図られるよう、処理に向けた取組を進めてまいります。

次に、指定廃棄物の処理に関する国への提案についての御質問にお答えいたします。国が処理責任を負う指定廃棄物については、平成二十八年に八千ベクレル以下の農林業系廃棄物の処理に一定のめどがついた段階で、市町村長会議の場で改めて議論を開することを国に伝え、その間、最終処分場設置に関する現地調査を見合わせるよう要請いたしました。国はこの要請を受け、県内で一定の方向性が出るまで、調査を見合せている状況にあります。また、指定廃棄物の保管が継続する中で、国に対し、政府要望などで安全確保の取組に万全を期すよう求めてきております。指定廃棄物を集約保管し、減衰を待つ段階的に処理していくことも、選択肢の一つになり得るものと考えておりますが、県としては、まずは、現在取り組んでいる農林業系廃棄物の処理を進め、一定のめどがついた段階で、市町村長会議の場で改めて議論をし、その結果を踏まえて、国に適切な対応を求めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱三点目、宮城の農業の現状と持続可能なもうける農業についての御質問のうち、輸出拡大の推進についてのお尋ねにお答えいたしま

す。

日本国内の人口減少は更に加速していくと見込まれており、農産物に関する国内市場規模の減少は避けられない状況です。このような中、我が県の農業や食品産業が発展していくためには、輸出の拡大が必要であり、宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略に掲げる輸出基幹品目をはじめ、海外での販路開拓は重要であると認識しております。県では、現在、東南アジアに向けたイチゴの定期・定量輸出や、欧州に向けた日本酒のプロモーションを実施し、取扱量が拡大しているほか、昨年十二月にはドン・キホーテ等の店舗を展開する株式会社パン・パシフィック・インターナショナル・ホールディングスと包括連携協定を締結するなど、県産品の更なる販路拡大に取り組んでおります。県としては、今後とも輸出の拡大を通じて生産者の利益を増大できるよう、関係機関と連携しながら、輸出に挑戦する事業者を強力に支援してまいります。

私からは、以上です。

○副議長（本木忠一君） 農政部長橋本和博君。

〔農政部長 橋本和博君登壇〕

○農政部長（橋本和博君） 大綱三点目、宮城の農業の現状と持続可能なもうける農業についての御質問のうち、スマート農業の推進拡大についてのお尋ねにお答えいたします。

農業者の減少や高齢化が進展する中、担い手農家の規模拡大や労力の軽減、生産性の向上を進め、地域農業の維持・発展を図るためには、先端技術を活用したスマート農業の普及拡大を推進し、魅力ある農業を実現していくことが重要であると考えております。このため、県では、全国に先駆けて、農業機械の高精度な自動運転を可能とするRTK基地局の整備と併せて、スマート農業機械の導入を支援しており、今年度からの運用で既に百三十を超える経営体、約五千五百ヘクタールで活用され、各方面から注目されています。また、昨年九月に産学官連携によるRTK利用拡大コンソーシアムを設立し、セミナーや現地研修会の開催などを行っており、今後は、RTKの有効活用に向けたモデル実証を新たに展開し、宮城ならではの営農体系の構築に取り組むこととしております。県としては、引き続き、スマート農業機械の導入支援に加え、その効果的な活用に向け、新たに配置したコンシエルジュによる伴走支援を行うなど、経営の効率化と

高度化を一層進めることで、スマート農業先進県を目指してまいります。

次に、宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画の目指す姿の実現についての御質問にお答えいたします。

昨年三月に、県内全市町村と共同で策定した宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画では、二〇三〇年度までに農林水産業における温室効果ガス排出量を四万五千トン削減するなどの目標を掲げ、本県農林水産業が持続的に発展できるように取り組むこととしております。この実現に向けて、県では、農業者の家畜排せつ物の利用促進、水田作における中干しの延長やバイオ炭の農地施用によるカーボン・オフセット制度の取組検討、施設園芸における高度環境制御や省エネルギー機械の導入、化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大などに取り組むこととしております。県としては、引き続き、市町村など関係団体との連携を強化しながら、目標の達成を目指し、持続可能な農林水産業の実現に向けて取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉衛君） 大綱一点目、能登半島地震への支援の方針と、県内インフラ施設の耐震化についての御質問のうち、下水道に係る管路と処理場の耐震化の数値的な状況についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県の下水道施設における耐震化につきましては、管路延長のうち、国の下水道施設の耐震対策指針に基づき、耐震化を図る必要がある重要な幹線等の約五三％が対策済みとなっており、全国平均の約五六％を下回っております。また、処理場については、五〇％が対策済みとなっており、全国平均の約四〇％を上回っております。県としては、今般の令和六年能登半島地震による被害状況を踏まえ、県民の安全・安心な生活を確保するためには、インフラ施設の耐震化が重要であると改めて認識したことから、引き続き、市町村と連携し、国の防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策予算を活用しながら、下水道施設の耐震化に取り組んでまいります。

次に、大綱二点目、ポスト復興事業の展開と県道認定の基準等についての御質問のうち、県道認定廃止基準と見直し時期、手続等についてのお尋ねにお答えいたします。

県道については、生活者の豊かさを支え、活力ある地域づくりのための道路整備を推進するという観点から、主要都市間を結ぶ道路など、地域相互の広域的な連携強化等を考慮し、道路法に基づく認定基準により、議会の議決を経て路線認定を行っております。また、周辺地域の開発状況や県道の利用形態等に変化が生じたときには、認定基準等を踏まえ検討し、関係機関と調整の上で、議会の議決を経て路線の変更・廃止をすることとしております。これまで、県では、平成の市町村大合併や東日本大震災からの復興まちづくりの進展等に伴い、既存路線の位置づけなどが変化し、認定要件を見直す必要が生じた県道について、順次再編を進めてきたところです。県としては、沿岸部の復興道路の整備が完了したことから、今後、道路の交通量や沿線の利用形態の変化等を確認し、関係市町村の意見も伺いながら、県全体の広域的な道路ネットワークの在り方を踏まえ、道路網の見直しを進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 選挙管理委員会委員長皆川章太郎君。

〔選挙管理委員会委員長 皆川章太郎君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（皆川章太郎君） 大綱五点目、投票率の向上と公職選挙法の考え方についての御質問のうち、最近の県内での選挙の投票率の推移と年齢階層別変化の傾向についてのお尋ねにお答えいたします。

投票率は、社会情勢や政治的課題、有権者の意識、当日の天候など、様々な要因に左右されますが、近年における県内の選挙の投票率は、全体として低下傾向にあるものと認識しております。選挙種別ごとに申し上げますと、国政選挙の投票率は、地方選挙に比べると高く推移しているものの、平成の初めの頃に比べれば低下しておりました投票率も、地方選挙の投票率についても、国政選挙と同時執行となった平成二十九年と令和三年の知事選挙を除き、同様に低下傾向にあります。なお、今回の県議会議員選挙は三十年ぶりに投票率が上昇し、これまでの取組が一定の効果を上げたのではないかと考えております。今回の選挙における年齢階層別投票率については、二十歳代前半が最も低く、年齢が上がるにつれて徐々に上昇する傾向にあり、これまでの県内の選挙とほぼ同様となっております。

次に、投票率向上のための取組と今後の対策についての御質問にお答えいたします。

選挙の啓発については、息の長い取組が必要であると考えており、県選挙管理委員会では、これまで、選挙出前講座の実施や高校生による選挙啓発活動サポート事業などを通じて、主権者意識の向上に努めてまいりました。また、今回の県議会議員選挙では、選挙時の啓発の一環として、SNSを活用したウェブ広告の積極的な発信のほか、JRや地下鉄の駅などのポスター掲示、啓発キャンペーンの実施などを通じて、幅広い年齢層に受け入れられるように努めていたところでございます。更に、市区町村選挙管理委員会に対し、投票しやすい環境の整備を働きかけてきた結果、今回、気仙沼市や富谷市における大型商業施設に期日前投票所が新設されるなど、投票率向上につながる取組が広がってきているところでございます。今後は、投票率が最も低い二十歳代前半の底上げに向けて、大学生等との意見交換を進めるとともに、移動期日前投票所の導入など、全国の優れた事例も参考にしながら、投票環境の向上に引き続き取り組んでまいります。次に、立候補予定者の運動員の行為が公職選挙法に抵触するのかとの御質問にお答えいたします。

選挙管理委員会としては、個別事案についてのお答えは差し控えさせていただきますが、一般論で申し上げます、公職選挙法第二百二十九条の規定により、立候補届出前の選挙運動は認められておりません。また、同法第三百二十八条の規定により、何人も選挙に関し、得票を得るなどの目的をもって戸別訪問をすることはできません。更に、同法第三百二十九条の規定により、原則として、何人も選挙運動に関し、飲食物を提供するなどのことはできません。今後とも、選挙が公明かつ適正に行われるよう、あらゆる機会を通じて、選挙制度の周知徹底に努めてまいります。

私からは、以上であります。

○副議長（本木忠一君） 警察本部長原幸太郎君。

〔警察本部長 原 幸太郎君登壇〕

○警察本部長（原 幸太郎君） 大綱五点目、投票率の向上と公職選挙法の考え方についての御質問のうち、一連の行為は、公職選挙法に抵触するのにかについてのお尋ねにお答えいたします。

県警察としては、公正な選挙の実現に向けて取締りを推進しております。違反に当たるかについては、具体的な事実関係に即して、個別具体的に判断しており、お尋ねの想

定の下での回答は困難であるため、答弁を差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 三十五番高橋啓君。

○三十五番（高橋 啓君） 丁寧な御回答ありがとうございます。それでは、再質問させていただきませんが、後ろから行わせていただきますけれども、人口減少対策については時間を見て最後になります。

最初に、大綱五の投票率の向上と公職選挙法の考え方についてお伺いさせていただきます。先ほど、現状、四年前、それから今回の年齢別の投票率の御説明を頂きました。やっぱり見ると、二十歳から二十四歳までが一六・六％ということが一番低いのですけれども、その次に二十五歳から二十九歳が二〇・四％。そして十八歳から十九歳は意外と頑張っていて二四・六％ということで大分あるのですが、最も高いのが六十五歳から六十九歳で五二・三％ということであるのですけれども、年齢の高い人たちは大体、投票率は大分安定して高いのですが、この結果については四年前と全く同じなのです。それで先ほど、投票率が上がったというのですけれど、一ポイントです。四年前と、三十五から三十六に上がったのですけれども、いかんせん他県と比べても、やはりどんどん低くなっているなという印象があります。それで、これは提案なのですけれど、やっぱり特に今県でも進めておりますが、専門学生や大学生、その年代に関わる方々にどんどん働きかけさせていただいて、先ほど委員長からもショッピングセンターとか、期日前投票のお話がありました。ぜひ各学校、大学にもそういった形で入っていただいて、期日前投票場として設定していくと。もちろん区が四つそれぞれあるので、その人しか期日前投票はできないのですけれど、一日ごとに変えていくとか、いろんなやり方を検討して、若い世代の投票率を上げていったらどうかと思っております。あともう一つ、選管にお聞きさせていただきましたけれども、昨年の県議会の選挙の中で、委員長、これは公務なのかちよつと分からないのですけれども、地元で何件か戸別訪問された。投票率を上げるかどうか……あるのかなと思うのですけれども。地元で「私のところに来ましたよ」というお話も数人から報告がありました。これは、公務として訪問されているのか、個人として訪問されているのか、その目的をお聞きさせていただきます。

○副議長（本木忠一君） 選挙管理委員会委員長皆川章太郎君。



○選挙管理委員会委員長（皆川章太郎君） 今質問がありました、私は具体的にどこがどうだということは、全然承知しておりません。しかしながら、宮城県の選挙管理委員長としてしっかりその職責を果たすという一点について、曲がった行動なり何なりは一切行っておりません。はっきりと表明させていただきます。

○副議長（本木忠一君） 三十五番高橋啓君。

○三十五番（高橋 啓君） ありがとうございます。戸別訪問については、例えば、若い人もいる事業所さんとか、あとは学校・病院等と、そういったところを戸別訪問しながら、投票への働きかけをしたほうがより効率的かなと思っております。また、委員長、同じ選挙の中で、地元のある選挙後援会事務所へ手土産を持って訪問されたとお聞きしました。これの目的は何なのか。それを見た方からの報告であつたのですけれども、そういう事実はどうございますか。

○副議長（本木忠一君） 選挙管理委員会委員長皆川章太郎君

○選挙管理委員会委員長（皆川章太郎君） そうゆうことについては記憶にございません。

○副議長（本木忠一君） 三十五番高橋啓君。

○三十五番（高橋 啓君） ありがとうございます。あと、もう一点なのですが、県議会議員の選挙期間中に入って、ある候補者の運動員数名が委員長宅に入っていて休憩していた。それを目撃している方がいらっちゃって、休憩所として提供されたのかどうか、お伺いさせていただきます。

○副議長（本木忠一君） 選挙管理委員会委員長皆川章太郎君。

○選挙管理委員会委員長（皆川章太郎君） そういうことも私は一切承知しておりません。以上です。

○副議長（本木忠一君） 三十五番高橋啓君。

○三十五番（高橋 啓君） 記憶にないということであれば仕方ないのですが、あまり誤解されないよう、委員長は、あと一か月任期があると思うのですが、公職選挙法の百三十六条が適用される方だと思います。恐らく委員長としてはお分かりだと思うのですが、特定公務員という立場で地位利用の運動の禁止に該当しますので、その辺は公平公正な立場の行動をしていただくように……例えば、市町村の選挙管理委員

会委員も同じなのですけれども、あと行政区長さんとか、あと民生委員さんも同じ立場で大分指導されておりますので、模範を示していただければと思っております。どうぞ、推薦された皆さんを裏切らない形でよろしくお願いし、任期終わったら、あとは存分に活動していただければと思います。

次に、公職選挙法の考え方なのですが、一般論として先ほどお聞かせていただいたのですけれど、なかなか該当するところは、事前運動の百二十九条、それから戸別訪問の百三十八条、それから買収は二百二十一条なのですけれども、飲食の提供は百三十九条ということで、それから違法な文書図画等の禁止というところも該当するのかなと思っております。百二十九条なのですけれど、そういったところはどうか、これはできれば本部長にお伺いさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（本木忠一君） 警察本部長原幸太郎君。

○警察本部長（原 幸太郎君） 質問の趣旨がきちんと理解できてないのですけれども、もう一度お願いできますでしょうか。

○副議長（本木忠一君） 三十五番高橋啓君。

○三十五番（高橋 啓君） 今先ほど説明した一連の行動が、こういった法律に抵触するのかといった質問だったので。それで該当するところを今四つほど述べさせていただったのですけれども、該当するかどうか。本部長がお答えできなければできないで結構です。

○副議長（本木忠一君） 警察本部長原幸太郎君。

○警察本部長（原 幸太郎君） 県警といたしましては、刑事事件として取上げられるべきものがあれば、法と証拠に基づいて適切に対応いたしますけれども、違反に当たるかどうかにつきましては、先ほど申し上げたとおり、具体的な事実関係に即して個別具体的に判断しておりますので、このような想定の下で回答するというのは、難しいということでございます。以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 三十五番高橋啓君。

○三十五番（高橋 啓君） 今本部長から想定というお話があったのですけれども、これは、実際に事実としてあった事件でございます。恐らく本部長は分かっていると思

ます。そんなところで、どんな形で……警察にも全部物証としても押収されておりますし、写真等もあって、要は、これがボーダーラインになって、怖いのは、地域がもう当たり前にそれができるんだよというふうに判断されるのは大変困るというか……その辺は大変なことになっていきますので、ぜひ警察には、県警の捜査もその小さな地域に何十人か入ったということですので、きちんと、そういったものは戒めていただければと思います。例えば、これを許してしまうと先ほどの懸念もありますし、万引きしてもそのものをお返しすれば罪にならないのかといった例えもあるので、きちんと罪は罪として対処して欲しいということで、この問題については、その人はもう確信犯ですから、現職の議員もなさっている方ですから、分かってやっています。ですから、そういったところを許しては、町民の皆さんの付託に応えていかなければならないので、そういったところを考えさせていただいて、再度、再発防止をするためにぜひ再調査をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、最後の質問になるのですが、環境省関係で放射性指定廃棄物なのですけれども、環境省からの協議とか相談等はこれまでであったのかお聞きさせていただきます。

○副議長（本木忠一君） 環境生活部長佐々木均君。

○環境生活部長（佐々木 均君） これまで特に指定廃棄物等に関しましては、環境省と綿密に調整しながら、これからの取扱い、あと八千ベクレル以下のものにつきましてはどういうふうに処理するか、環境省と協議、御相談しながら、御助言頂きながら取り扱っておりますので、これからも、県と保管市町、そして国と連携協力しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（本木忠一君） 三十五番高橋啓君。

○三十五番（高橋 啓君） ありがとうございます。あとこの項目で最後なのですけれども、指定廃棄物、それから未指定廃棄物を今各自治体で保管している状況があって、そういった保管の補償については、市町村はどのようなになっているのかお伺いさせていただきます。

○副議長（本木忠一君） 環境生活部長佐々木均君。

○環境生活部長（佐々木 均君） 保管するその保管料の関係につきましては、それぞれの各市町の判断によりまして、東電とやりながらお支払いする方向でやっている自治

体もございますので、その点に關しましてはあくまで、保管自治体のほうで御判断をされた上でやられるかというふうに判断しております。

○副議長（本木忠一君） 三十五番高橋啓君。

○三十五番（高橋 啓君） ありがとうございます。ちよつと時間もないので、人口減少対策なのですけれどもひとつだけ、ある高校生の父兄からいじめの相談があつて、学校に相談しても取り合つてくれないという状況があつて、いじめ相談の窓口は警察所管にはあるのですけれども、高校を含む教育機関についての設置はどうかお伺いさせていただきます。

○副議長（本木忠一君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 教育委員会におきましても、いじめ等の相談については相談窓口を設置しております、学校等でそういう問題があつた場合には、教育委員会のほうに相談が届くというような状況になってございます。

○副議長（本木忠一君） 三十五番高橋啓君。

○三十五番（高橋 啓君） ありがとうございます。最後なのですけれども、時間ありませんので省略させていただきます。以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。